

日本バス協会事務局より補足説明

主な内容

【運送引受書の記載事項】

旧) 運送を引受ける貸切バス事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の**上限額及び下限額**



新) 運送を引受ける貸切バス事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の**下限額**

※なお、運送引受書の新たな書式については、後日、国土交通省より示さるとのことです。それまでの期間については、現状の運送引受書を使用していただき、下限のみ記載をし、上限は空欄にして保存していただくようお願いします。